

し っ と く 知っ得♡消費生活ニュース

実在する会社や公的機関をかたって 未納料金を請求する自動音声の電話に注意!!

自動音声の電話がかかってきて、身に覚えのないサイトの利用料など、架空の未納料金を請求されたという詐欺的な手口に関する相談が増えています。

コンビニでプリペイド型電子マネーを購入するように指示する手口が多く、氏名や住所、口座番号などの個人情報を聞き出す場合もあります。また、電子マネーを購入後に公的機関をかたって「他にも未納料金がある」と電話がかかってきて、返金の条件として誰にも話さないよう口止めされたりする事例もあり、注意が必要です。

【事例】 N T Tファイナンスを名乗る自動音声の電話があり、音声ガイダンスで番号を選択すると担当者につながって「サイト利用料が1年間未納で裁判にかけている」と言われた。「未納料金と裁判費用として30万円を払えば裁判を止めることができ、お金は後日手数料を差し引いて返金する」と言われ、コンビニで電子マネーを30万円分購入して番号を伝えてしまった。



- ◆電子マネーの購入を指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です！
- ◆非通知や知らない番号の電話には、出ない！話を聞かない！かけ直さない！
- ◆自動音声の電話がかかってきたら、一旦電話を切り、事業者の本来の連絡先を自分で調べて問い合わせましょう
- ◆不安を感じる場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう

★消費者ホットライン「188(いやや!)」

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等を案内します

★警察相談専用電話「#9119」

最寄りの警察の相談窓口につながります

気を付けよう！ 身近にある 暮らしの危険

洗濯用パック型液体洗剤の取り扱いに注意！

～子どもだけでなく、高齢者が誤って口に入れる事故も発生～

洗濯用パック型液体洗剤による事故について、医療機関ネットワーク（※）や国民生活センターに多数の事故情報が寄せられています。最近では、子どもだけでなく高齢者による事故も発生しています。（※消費者庁が、身体に被害を生ずる事故情報を医療機関から収集し、同種・類似事故の発生防止のために情報発信している。国民生活センターと共同で行っている事業）

《事例》

- ・脱衣所に置いていたパック型液体洗剤を子どもが握ったらフィルムが破れ、中身が目に入って痛がったため受診した
- ・高齢者が洗面所にあったパック型液体洗剤を食品と思い込んで食べてしまい、救急搬送された



出典：国民生活センターHP イラスト：川崎敏郎

《アドバイス》

- ・パック型液体洗剤は、子どもや高齢者の手が届かないところに置くなど、保管場所に注意しましょう。
- ・パック型液体洗剤はぬれると破れやすくなり、また、湿気によってくっつく特徴があります。水にぬらさないよう気をつけましょう。
- ・誤って口に入れて飲み込んだり、目に入ったりして異常を感じる場合は、パッケージ等を持って医療機関を受診しましょう。

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会

弁護士、司法書士による面談の相談会です（無料）。相談の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

※予約制です。お早めにお申し込みください。

【中部会場】

開催日 6月21日(金) 7月19日(金)

時 間 午後1時半～午後3時

場 所 倉吉交流プラザ2F
第1・第2研修室

【申込み・問合せ先】

中部消費生活センター

中部消費生活センター ☎0858-22-3000

相談時間 火曜日～土曜日 / AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日 / AM8時30分～PM5時（電話相談）

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

